

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月20日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 7 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉格納容器漏えい率検査用計器校正確認記録の試験データにおいて、誤記(構成計器名称)が認められたため、当該試験データを訂正。	G	
2	2号機	復水ろ過装置溶液(A)貯槽攪拌機用現場操作箱において、表示灯(緑)ユニットに損傷が認められたため、当該ユニットを点検補修。	G	
3	2号機	原子炉隔離時冷却系蒸気隔離弁(外側)全開操作において、不具合(過負荷トリップ)が認められたため、当該弁を点検補修。	G	
4	3号機	未使用社給材(逆止弁部品)において、貯蔵品倉入れ手続きの失念が認められたため、対応検討。	G	
5	4号機	排ガス制御盤2盤内冷却ファンにおいて、異音(3台中1台)が認められたため、当該ファンを点検補修。	G	
6	4号機	格納容器内水素濃度計において、不具合(通常0%のところ8%指示)が認められたため、当該計器の検出器を点検補修。	G	H22.5.24再審議にてグレード変更「G G」
7	1.2号廃棄物処理設備	低電導度廃液系クラッド受タンク攪拌機(B)用電動機点検時、電動機口出し線絶縁ブッシングの破損及び反負荷側ハウジング内径寸法に基準値外れが認められたため、当該電動機の不具合箇所を補修。	G	